

ガス個別要綱
(ベーシックガス〔専用プラン〕)

2026年1月1日実施

株式会社C D エナジーダイレクト

目 次

1. 用語の定義	1
2. 適用条件	1
3. 料 金	1
4. 割引制度	2
5. お客さま情報の開示等	2
6. そ の 他	3
付 則	4
(別表)	5

1. 用語の定義

本個別要綱において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「ベーシックガス（専用プラン）」（以下「ベーシックガス」といいます。）とは、ガス基本契約要綱及び本個別要綱に基づきお客さまと当社との間で締結するガス需給契約をいいます。
- (2) 「電気セット割」とは、大和リビング株式会社からの紹介により、ベーシックガスを締結したお客さまが適用対象となる割引をいいます。

2. 適用条件

本個別要綱は、一般ガス導管事業者（東京ガスネットワーク株式会社）の託送供給約款で定める供給区域のうち「東京地区等」に位置付けられる区域のお客さまが、大和リビング株式会社からの紹介を受け、ベーシックガスを希望された場合に、適用いたします。

3. 料 金

- (1) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は(2)(3)の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。
- (2) 当社は、毎月、(3)②により算定した平均原料価格が(3)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により本個別要綱の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、ガス基本契約要綱の別表第3のとおりといたします。

（算 式）

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$\begin{aligned} &= \text{基準単位料金} + \text{原料費調整額} \left(0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \right) \\ &\times \left([1 + \text{消費税率}] \right) \end{aligned}$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$\begin{aligned} &= \text{基準単位料金} - \text{原料費調整額} \left(0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \right) \\ &\times \left([1 + \text{消費税率}] \right) \end{aligned}$$

（備 考）

上記①の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第3位以下を切り捨てたものとし、上記②の算式により調整単位料金を算定する場合の原料費調整額は小数点第3位以下を切り上げたものといたします。

- (3) (2)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

57,250円

② 平均原料価格（トン当たり）

ガス基本契約要綱の別表第3に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算 式）

平均原料価格

＝トン当たりLNG平均価格×0.9479

＋トン当たりLPG平均価格×0.0546

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算 式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

4. 割引制度

- (1) 大和リビング株式会社からの紹介により、ガス需給契約を締結しているお客さまには、電気セット割を適用いたします。この場合、3(1)に定める料金から1か月につき以下に記載の割引額を差し引いたものを料金といたします。

〔割引額〕

割引額＝3(1)に定める料金×0.5パーセント（1円未満の端数切り捨て）

- (2) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。

5. お客さま情報の開示等

当社は、大和リビング株式会社とお客さまとの間で締結した貸室賃貸借契約書に定めるZEH物件（以下「ZEH物件」といいます。）について、ZEH物件に関して環境省が実施する補助金の活用を目的（以下「本目的」といいます。）として、ZEH物件におけるお客さま情報（使

用期間、使用量、需要場所その他の環境省が補助金支給のため必要とする情報。以下同じ。)を大和リビング株式会社へ開示させていただくとともに、必要に応じて、大和リビング株式会社を通じて建物所有者及び補助金執行団体等に、当該お客さま情報を報告させていただくことがあります。なお、このようなお客さま情報の提供については、当社とのガス契約終了後も本目的に限り、実施させていただくことがあります。

6. そ の 他

その他の事項については、ガス基本契約要綱を適用いたします。

付 則

本個別要綱の実施期日

本個別要綱は、2026年1月1日から実施いたします。

(別表)

料金表

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が80立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が200立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が500立方メートルを超え、800立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表F 使用量が800立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金表

① 料金表A

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	7 3 5 . 4 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	----------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 4 0 . 7 6 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに3 (2) (3) の規定により算定した1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

② 料金表B

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 0 2 2. 3 8 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 6. 4 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに 3 (2) (3) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 1 9 3. 3 9 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 4. 2 8 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに 3 (2) (3) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1, 8 3 3. 0 2 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 2 1. 0 8 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに 3 (2) (3) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表 E

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	6, 1 0 0. 6 1 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 2. 5 4 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに 3 (2) (3) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表 F

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター 1 個につき	1 2, 0 6 5. 0 5 円 (消費税等相当額を含みます。)
---------------------	--------------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 0 5. 0 9 円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	---------------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに 3 (2) (3) の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。